

町村版

対象

十勝18町村の
事業者

最大 50万円

とかちビジネス チャレンジ補助金

受付期間

2025.7.16 WED ▶ 8.26 TUE まで

挑まなきゃ、
辿り着けない。



本日の予定

- ◆ 事業説明 16:30～17:00
- ◆ 質疑応答 17:00～17:15



とかちビジネスチャレンジ補助金（町村版）とは

◆ **目的** 十勝管内町村で起業・創業する方や、既存事業の競争力・生産性向上に取り組む挑戦的な企業をより多く輩出する

- ・「**新たな価値**」を創出しようとする起業家
- ・先導的な「**ものづくり・サービス**」に取り組む中小企業

「**資金**」の支援



起業家支援財団との合併を機に補助事業開始



起業家支援財団とは

起業家支援を目的に**松井利夫氏**（(株)アルプス技研 創業者・最高顧問）が神奈川県に設立した公益財団法人。
平成30年4月1日に当財団が吸収合併し事業を承継。



とかち財団の目指すもの

十勝の持続的な経済成長

- ・ 一時的ではなく**継続性**のある事業
- ・ 地域に**波及効果**があるような事業
- ・ **拡大成長**が期待できるような事業



令和7年度採択者（通常版）



Asian・アイス居酒屋
ポンチセ



TOKACHI
FRUITSVILLAGE

とかち
フルーツ
ビレッジ

TOKACHI
BARON

*Depuis 1929, une tradition
de douceurs inspirées de Tokachi*



大坂林業
OSAKA NURSERY



公益財団法人とかち財団

補助率・補助上限額

補助率	上限額
10/10	50万円



補助金対象事業

- 1** 新規事業構想の確立、新製品・新技術・新サービスの開発に資する取り組み
- 2** 実施事業の競争力・生産性向上に資する新たな取り組み
- 3** 事業の拡大・成長（販路開拓等）に資する取り組み



対象者の要件

- 主たる事業所が十勝18町村（**帯広市を除く**）にある事
- 中小企業基本法に基づく**資本金**(または出資総額)、**従業者を基準とした中規模以下の事業者**または**従業者を基準とした小規模以下の企業、個人事業主等**であること
- 本補助金の**事業実施期間中**に、十勝管内において**法人設立登記又は移転登記を予定している事業者**、もしくは**開業届を提出予定の事業者**。

注意

大規模企業等が1社で50%以上を出資している企業、または複数の大規模企業等が合計で50%を出資している企業は**対象外**



業種分類	小規模	中規模
製造業・その他	20人以下	3億円以下or21~300人
卸売業	5人以下	1億円以下or6~100人
小売業	5人以下	5千万円以下or6~50人
サービス業	5人以下	5千万円以下or6~100人



対象者の要件

- **1期以上の決算書類**を提出できること
※個人事業主の場合は1年(12ヵ月)分の確定申告書
- 起業後まだ決算期を迎えていない、またはこれから起業をする場合は「**事業計画書**」と「**収支計画書**」を提出できること
- 申請者(企業等)が反社会勢力に関与・協力していないこと
- 布教活動・宗教活動・政治活動を目的とする事業でないこと
- ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法などにあたる事業でないこと。



他地域からの法人移転等の場合

- 十勝地域への法人移転（予定を含む）を行った事業者については**移転前に法人設立登記を行った日**
- 十勝地域への移転（予定を含む）を行った個人事業主については**移転前に開業届を提出した日**

を起算日とします。



補助金対象経費（運転資金は除く）

以下の費用が対象となります

原材料費、治具・工具費、機械装置等購入費、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、使用料、賃借料、消耗品費、参加費負担金、広告宣伝費、出展料、出展装飾費、専門家謝金、専門家招聘旅費交通費、外注費(委託費)、知的財産権取得費、先行技術調査費、試験・分析費、人件費✕、その他事業推進に特に必要と認められる費用

注意

人件費は、事業に関する人材を**新たに雇用する経費**が対象です
経営者・役員報酬、既存従業員に係る給与等は**対象外**です



評価視点項目

- ① ビジネスモデル
- ② 事業計画
- ③ 課題意識と対応策
- ④ 競争優位性
- ⑤ 事業の推進体制
- ⑥ 成長性
- ⑦ 地域性
- ⑧ 熱意・意欲





Q

国など他の補助事業と重複して
申請できますか？

A 重複して申請可能ですが条件があります。

- 他の補助事業で補助対象としている分は本補助金の対象外。
- 他の補助事業で補助対象としている分と実施内容を明確に区分(棲み分け)しなければなりません。





Q

過去にとがち財団の助成事業に採択された事業者は応募できますか？

A

応募可能です。

- 過去の採択事業の成果に対し、今回の提案事業で
更なる発展性がある事が求められます。
- 前回到達したステージから今回はどう発展させ、
どんな成果に結びつけるのかが審査されます。





Q

新たな事業を行うための資格を取りたい。
資格取得の費用は対象になりますか？

A 特に必要な経費として認められる場合は対象です。

- 申請書に**資格取得の必要性と経費の内容**を十分に記載してください。

例 対象となる可能性のある旅費

- ・ 資格取得に係る受講料や旅費
- ・ 資格を有する有識者を招聘しアドバイスを頂く際の旅費など





Q

感染症や災害の影響などで計画通り事業が行えなかった場合は事業期間を延長できますか？

A

延長はできません。

- 計画通りに事業が行えない可能性がある場合、**次年度への延期や、事業期間の延長は認められません。**
- 当初計画の変更により、経費の執行予定が変更となる場合は、原則として**計画変更申請が必要です。**





Q

原則として精算払いとなっていますが、
事前に概算払いを受けることはできますか？

A 概算払いについては認められません。



補助金に関するスケジュール①

8月26日

申請締め切り(当日17時まで)

8月下旬～9月中旬

書類審査～合格通知

10月下旬

面談による審査(書類審査の合格者)

10月下旬

採択・不採択通知

11月上旬

採択者説明会



補助金に関するスケジュール②

交付決定日～

事業の実施

令和8年10月30日

事業終了（令和8年4月1日(水)～10月30日(金)）

令和8年11月16日

報告書提出(12時まで)

～令和9年1月末日

精算

令和9年度以降

事業終了後の進捗報告等



申請書類

① 補助金申請書(様式第1号)

(紙媒体の場合)

② 申請者概要(様式第2号)

③ 事業計画説明書(様式第3号)

④ 補助金申請額算出調書(様式第4-1号) (電子データの場合)

⑤ 費用明細書(様式第4-2号)

⑥ 添付書類

原本 **1** 部

メールで提出



受付期限

8月26日 火
17:00(必着)



公益財団法人とかち財団

重要！

提出前の「**事前相談**」を
おすすめします！

《LANDへの**来館**または**オンライン**》

要予約

平日10:00～17:00



熱いチャレンジャー🔥
のご応募
お待ちしております！



質疑応答



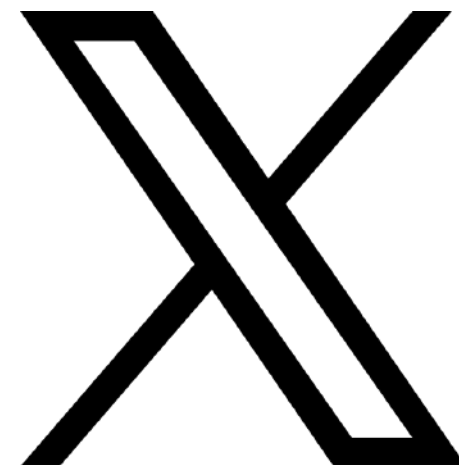
SNSでも毎日発信中です！



@LAND.tokachi



@land.tokachi



@LandTokachi



公益財団法人とかち財団